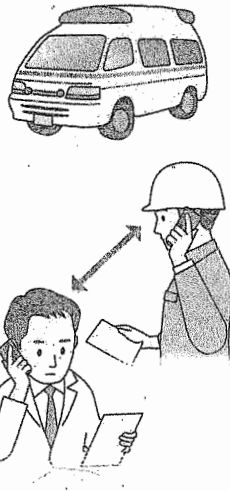
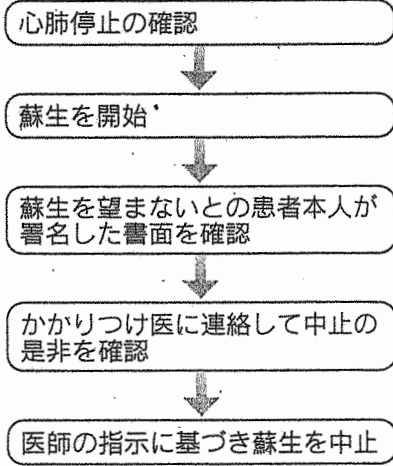


「自宅で最期を」望む家族ら

蘇生拒否 救急隊は困惑

病気で終末期を迎えた際に「住み慣れた自宅で最期を」と願う人が多くなる中、救急隊が患者の家族に心肺蘇生を拒否されるケースが相次いでいる。総務省消防庁によると2017年は全国で2千件以上。一方で、5割超の消防本部が拒否の意思が示された場合の対応方針を決めていなかった。本人意思の尊重か、蘇生措置の優先かを巡って現場が揺れている。

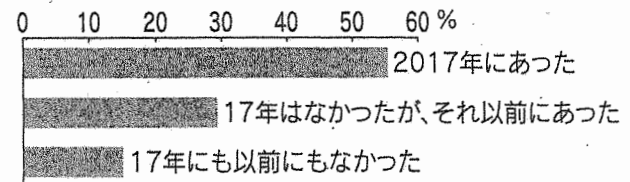
日本臨床救急医学会が提言した救急隊員の対応手順



昨年
2000
件以上

消防「対策なし」5割

救急隊が蘇生拒否の意思を伝えられた事案の有無



(注)ほかに無回答0.4%。総務省消防庁まとめ

名古屋市医師、神谷悦功さん(50)は16年9月、同居する父親の忠さん(当時77)が自宅の風呂場で倒れているのを発見した。既に心肺停止の

状態。間質性肺炎を患っていた忠さんからは「もし心肺停止になっても蘇生措置はしないで、ゆっくり死なせてほしい」と伝えられていたことから、救急車を呼ばずに警察に通報した。

警察には事件性なしと判断してもらいたかったが、駆けつけた警察官は「身体が温かい。救急車を呼ぶ」。到着した救急隊にも忠さんの意思を伝えられたが「死後硬直が起きていない。ルールとして病院に搬送する」と説明された。結局、忠さんは病院で死亡が確認され、自宅に戻ったのは約6時間後だったという。

神谷さんは「2人の娘は『おじいちゃんに触らないで』と泣き叫んでいた。救急隊を責めるわけにもいかないが、家族と

父の希望をかなえられず悔しい」と話した。総務省消防庁は18年9月、17年に蘇生の拒否事例が全国728消防本部のうち403本部であり、少なくとも2015

件に上ったとする初の調査結果を公表した。拒否の意思を示された場合の対応方針を定めていない消防本部は全体の54%に上った。

消防法は救急搬送や心肺蘇生などを救急隊の任務と定めるが、蘇生中止に関する規定はない。ある救急隊員は「家族の説明だけでは生前の意思を判断できない。蘇生措置に抗議されてもルールがないので、任務は遂行しなければならぬ」と明かす。

対策を講じる動きもある。救急隊員や医師でつくる日本臨床救急医学会は17年4月、提言を発表。心肺停止後の蘇生措置を望まないと事前に書面で残している場合もまずは措置を始め、かかりつけ医に直接連絡を取って具体的な指示があれば中止するよう求めた。

提言を受け、堺市と大

阪府高石市を管轄する堺市消防局は17年4月以降、学会の提言内容を記載した紙を救急隊員に配るなどして周知をはかっている。管内では17年末までに18件の該当例があったが、いずれもトラブルは起きていないという。救急隊の担当者も「提言により、救急隊員が患者の命を救うという使命感と家族の意思尊重の板挟みになる状態は解消された」と効果を語る。

こうした取り組みについて、同学会代表理事の坂本哲也医師(60)は「一部にとどまっておろ、国が統一したルールを設けてほしい」と要望する。

総務省消防庁の検討部会は蘇生拒否への対応を含む救急業務のあり方について議論しており、19年1月ごろまでに意見をまとめる方針。同庁救急企画室は「意見を踏まえて今後の対応策を検討したい」としている。